

議案第七十一号

港区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

港区プールの衛生管理に関する条例（昭和五十年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「について」を「がプール営業を譲渡し、又は許可経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該プール営業を譲り受けた者又は相続人」に、「プールの経営」を「プール営業」に改める。

付 則

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区プールの衛生管理に関する条例第三条の二第一項の規定は、

この条例の施行の日前にプール営業の譲渡があつた場合における当該プール営業を譲り受けた者については、適用しない。

(説明)

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行による旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）等の一部改正を踏まえ、事業譲渡により許可経営者の地位を承継することができることとするため、本案を提出いたします。